

## 改正廃棄物処理法説明会質疑応答集

平成 23 年 4 月  
公益社団法人全国産業廃棄物連合会

※【ページ】は「改正法廃棄物処理法説明会資料」に対応しています。

※文中の“課長通知”は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（環廃対発第 110204005 号 環廃産発第 110204002 号 平成 23 年 2 月 4 日）」を示します。

### 1. 産業廃棄物の自社保管に関する届出制の創設

#### 【p.9】

Q1：自社保管の届出について、たとえば全体の面積が 400m<sup>2</sup> の敷地のうちの 200m<sup>2</sup> のスペースを利用して保管する場合も届出の必要があるのか。

A1：区画が明確であれば（物理的に区切っていれば）該当しないが、仕切りの方法によっては不明確となりかねないので届出が必要になる場合もある。

Q2：線を引けばよいか。

A2：線の有無ではなく、保管の現状で判断することになるだろう。線を引くだけでは不十分だろう。

Q3：産廃の自社保管の届出義務について、敷地面積が 300m<sup>2</sup> 以上の建物を解体し、解体現場で廃棄物を保管することがある。量が多いため全ての廃棄物の搬出までに期間を要する場合にも届出対象となるのか。

A3：届出対象は、現場外の場所で保管する場合に該当するので、解体現場での保管は対象外となる。

### 2. 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任

#### 【p.10】

Q4：排出事業者の責務として、工事に関わる産業廃棄物は工事元請事業者が、排出事業者になるとのことだが、工事発注者の責務についてご教授願いたい。

A4：今回の法改正において、発注者の役割には変化が無く、廃棄物処理法の中でも果たすべき役割を明記されていないが、引き続き廃棄物の発生抑制や再生利用ができる設計、適正な処理費の積算などに努めてもらえばよい。なお、建設リサイクル法などの他法令では発注者に届け出の義務などがあるので留意願う。

Q5：法改正により、平成 6 年衛産第 82 号通知の取扱いはどうなるのか。

A5：いわゆるフジコー通知は 4 月 1 日までに廃止する。

⇒「[建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）](#)  
（環廃産第 110329004 号 平成 23 年 3 月 30 日）」

Q6：現在は、元請業者から解体工事を下請けした解体業者と処理委託契約を締結しているが、今後は元請業者と直接、処理委託契約を結ぶ必要があるのか。

A6：その通り。

Q7：法第 21 条の 3 第 1 項において、元請がエンジニアリング会社の時、依頼により一括請負する業者が排出事業者となっても良いか。

A7：認められない。

Q8：法第 21 条の 3 第 3 項において、契約書で定めた場合、「自ら運搬」となり、運搬の許可は要しないと解釈できるか。

A8：その通り。

Q9：法第 21 条の 3 第 3 項により許可のない者に委託する場合、許可のない者を委託契約書に記載するのか。

A9：下請は運搬までしかできない。処分は不可という趣旨。下請が運搬する場合、請負契約の内容について書面携行義務があり、請け負う契約にその内容が記載されることになると思うが、詳しいことは通知で明示する予定。

⇒課長通知 第十六 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

Q10：法第 21 条の 3 により下請負人が運搬する場合にも車両表示は必要か。必要である場合には、元請業者、下請負人、どちらの名称を表示すればよいか。

A10：車両表示は必要であるが、これについては下請負人の名称のみを表示すればよい。ただし、第 21 条の 3 第 3 項に規定する運搬を行う場合に携行する書面には、様式に従って元請業者と下請負人の両方の名称を記入する必要がある。

Q11：21 条の 3 第 3 項の場合、下請けがマニフェストを書けば良いのか。

A11：下請けが自社運搬する場合であっても排出事業者は元請けであり、元請けがマニフェストを交付する必要がある。

Q12：その場合、下請業者名を受託者欄に記載すれば良いのか。

A12：元請業者と下請け業者に委託関係はないので、受託者欄は空欄となる。

Q13：法第 21 条の 3 第 4 項において、元請業者から請け負った建設工事に伴って発生する産業廃棄物を、下請負人が収集運搬業者、処分業者に委託する場合、当該産業廃棄物の排出事業者は下請負人になるのか。

A13：建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者はあくまでも元請業者である。

Q14：21 条の 3 第 4 項の説明における「稀なケース」とは具体的にどのような事例か。

A14：元請業者の倒産等、対応者不在の場合を想定している。このような場合、下請けが善

意で処理しようとする場合であっても適正な処理を確保するために下請業者に対して委託基準等を適用させるもの。

Q15：少量の一定の廃棄物とは。

A15：p.11 上のスライドの通り。

### 3. マニフェスト制度の強化

【p.11】

Q16：マニフェスト制度の強化の中で A 票を 5 年間保存することになる。数量については計量器がある場合は測定できるがすべての排出事業者が備えているわけではない。そのような場合、どのようにすれば良いか。

A16：マニフェストに記載した内容と実際の数量が一致しなければならないのが基本である。方法については各自で工夫していただきたい。

### 4. 産業廃棄物処理業者の委託者への通知制度

【p.12】

Q17：処理困難通知は事前に予定していた点検を行う場合も含まれるのか。

A17：処理困難の事由には該当しない。制度の外で良識の範囲で委託者に情報提供していただきたい。

Q18：処理困難通知の様式も定める予定か。

A18：定める予定はない。

Q19：処理困難通知を出すべき委託者の範囲とは。スポット契約の委託先も含まれるのか、事故を起こした時点で搬入している委託者だけでよいのか。

A19：条文では、「現に委託を受けている産業廃棄物を・・・当該委託をした者に」となっている。事故等で処理の継続が困難な施設に新たに搬入されることを防止するための仕組みであるので、適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者全てに通知が必要。

p.12, 13 の通知を受けた者のパターンとしての 2 つの事例は、通知を受けた排出事業者が都道府県知事に報告書を提出する必要がある場合について説明したものである。通知を受けた排出事業者は、通知を受けた際に産業廃棄物処理業者に引き渡した廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは都道府県知事に報告書を提出しなければならないが、それ以外の場合にはその通知をした処理業者に新たに搬入しないようにすることで足り、これがパターンとしては最も多いのではないか。

Q20：4 月 1 日以前に処理業者に事故があった場合の、委託者への通知は。

A20：3 月までであれば対象外だが、4 月 1 日時点の状況が通知が必要な事項に該当する場合には通知が必要。

Q21：その時点で保管上限を超えた場合には通知が必要か。

A21：その通り。

Q22：処理困難通知を受けた排出者は行政に報告する必要があるが、適法に委託している場合には排出事業者には何の過失もないにも関わらず、対応を求められることになる。これについてはどのように整理しているのか。

A22：廃棄物を発生させた以上、何らかの責任があるというのが法の考え方。想定していない事態があるのも事実だが、その場合においても原則として廃棄物を排出した事業者が処理しなければならない責務を負っていると考えるべき。委託した先が処理できないのを知ったのであれば、適切な対策を講じてほしい。

## 5. 排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認

【p.13】

Q23：事業者の処理状況確認が努力義務となっているのはなぜか。義務付けることは出来なかったのか。

A23：私人に対する私人の調査を義務化することについては法制上の課題があり、今回の改正では努力義務として規定することとなった。

Q24：条例で排出事業者の確認や事業場外保管の届け出規定があるが、今回の法改正との関係はどうなるのか。

A24：条例との関係では法が優先するが、具体的にどうなるかは道に確認願う。なお、排出事業者の確認は努力義務。

Q25：排出事業者責任において、中間処理施設から出て行く荷姿や最終処分前の荷姿を確認する必要があるのか。

A25：どのような荷姿で搬出されているかを契約時に確認する部分と、継続的に適切な維持管理ができていくかという部分がある。継続的な確認方法としては、処理業者が公開している情報を確認する等がある。

Q26：それらの確認をしておかなければ、排出事業者責任が問われることになるのか。

A26：契約書通り処理が行われているかどうかを確認することが重要。処理金額が安すぎる場合や、中間処理業者からの排出先が不明瞭な場合には契約を結ばないということが大事である。

Q27：排出事業者の処理状況の確認について、

①処理状況の確認は年何回か。

②優良業者に委託すれば処理状況を確認したことになるのか。

③優良業者に委託したにも関わらず、問題が発生した場合でも排出事業者は措置命令の対象となるのか。

A27：①はマニュアルを作成する中で検討する予定。

②確認は努力義務だが、ホームページ等で確認してもらう必要がある。

③措置命令の対象は広い。法第 19 条の 6 において、条件を満たす場合には排出事業者も措置命令の対象とすることが出来るとしている。十分な注意義務を果たし、かつ、適正な対価を負担していれば排出事業者には責任は及ばない。

Q28：p.13 の処理状況の確認とは。

A28：例えば、実地確認することが考えられる。

Q29：排出事業者による処理状況の確認頻度は。

A29：想定していない。努力義務であるため期間や回数を明示するのはふさわしくない。また、必ずしも現場まで行く必要はなく、公開情報を活用するなどして確認することも、確認方法としては考えられる。手段を限定するものではないが、しっかり把握してほしいという趣旨。

Q30：現地確認を年 1 回実施するように指導されている事例がある。努力義務となっているが、具体的な期間や回数を定める予定はないのか。

A30：期間や回数を定めると義務となるので、法律的には定めていない。

Q31：処理状況の確認は公共施設に委託する場合にも必要か。民間企業に対してだけでよいのか。また頻度の定めはあるか。

A31：すべてに対して確認が必要。頻度については考慮していないが、質問が多い部分でもあるのでガイドラインを作成する必要性の有無について検討中である。

Q32：優良な処理業者に委託しても排出事業者には責任が及ぶのであれば制度の意味はない。

A32：（意見として聞いておく旨、司会者が対応）

## 6. 廃棄物処理施設に係る定期検査制の創設

### 【p.15】

Q33：定期検査はいつまでに受けるかが行政から個別に通知されてくるのか。

A33：申請者が申請書を提出して初めて検査が実施されることになる。行政から通知が来るわけではない。具体的には平成 23 年 2 月 4 日付、課長通知の第三、6 の経過措置の欄に記載している。

Q34：定期検査は前倒しでも大丈夫か。

A34：問題ない。

## 7. 廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表の義務化

### 【p.16】

Q35：維持管理情報等のインターネットでの公開は焼却と埋め立てだけか。

A35：石綿の溶融施設や PCB の処理施設を除けば、その通り。破碎等の場合は不要。

Q36：パソコンが使えない場合など、インターネットで維持管理情報を公開できない場合には、事務所で開示しても良いか。

A36：望ましいことではないが、物理的に困難な場合には他の方法でも止むを得ない。ただし、パソコンやインターネットは使えるように努力してほしい。

Q37：24 時間連続測定をしている場合、CD で配布可能とのことだが、インターネット公表は努力義務か。

A37：現在でも利害関係者に対する維持管理記録の閲覧制度があるが、実際に機能していない状況があることが住民等の不安感にもつながっていると考えている。また排出事業者が処理業者を選択する場合の判断材料として活用するためにも、極力インターネットでの公開をお願いしたい。

Q38：CD での配布でも良いとのことだが、その場合、誰から請求が来ても当社から送付しないとイケないのか。請求者の身元が確認できた場合だけ送付するなど、当社が送付先を選定できる権利はあるのか。

A38：インターネットでの公表と同様に誰に対しても公表して頂くことが制度の趣旨。見せないという選択肢はないが、郵送までは求めていない。

Q39：産廃ネットへの掲載でも問題ないか。

A39：差し支えない。

Q40：維持管理情報のホームページでの公開は、例えば基準値を超えた情報など不利益情報も含めて公開しなければならないのか。虚偽の情報を公開した場合には罰則が適用されるのか。

A40：虚偽情報の公開は罰則対象とはなっていないが、本当の情報を公開していないことにより、情報を公開していない判断されることで改善命令の対象とはなり得る。直罰ではない。

Q41：維持管理情報の公表は、4 月 1 日現在で過去 3 年分を公表するのではなく、4 月 1 日以降、順次公表して 3 年間ホームページに掲載しておくという趣旨か。

A41：その通り。

Q42：維持管理情報の公開は、連続測定を行っている場合、1 時間平均値の公開でよいか。

A42：今の閲覧制度と同じ情報で良い。

Q43：経過措置は。

A43：寒冷地における防凍に関する措置については経過措置が設けられている。これ以外については特段の経過措置は設けていないが、施行後初めて行う公表は、平成 23 年 4 月分の維持管理に関する情報を公表すれば足りるものと考えている。

## 8. 産業廃棄物処理業者の優良化の促進

### 【p.18】

Q44：優良業者（いわゆる 7 年許可）について、任意のタイミングで申請可能としているが、優良基準に適合すると認められた時点で許可が 2 年間延長されるのか。

A44：その通り。

Q45：優良事業者認定を受けるために経営状況等に関する帳簿をインターネット公開しなければならいが、これにより排出事業者から余計な詮索をされるだけである。利益がある場合には値下げ圧力が強くなる。また納税証明書類の添付義務も課されているが、知事は過去も含めて全て知っている。既に行政が持っている情報で足りるはずで、それらの情報を元に判断すべき。

A45：（意見として聞いておく旨、司会者が対応）

## 9. 多量排出事業者処理計画の担保規定

### 【p.20】

Q46：建設業の営業所単位で排出量を取り纏めて管理しているが、多量排出事業者の判断も営業所単位と考えて良いか。

A46：通知で対応する予定だが、計画策定は支店等毎に行うことでよく、区域内の考え方の変更はない。実務は地元の自治体に相談してみても如何か。

⇒「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第 2 版）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 平成 23 年 3 月）」

Q47：年度毎に排出量が異なり、多量排出事業者としての排出量の基準を連続して下回る場合、多量排出者に該当するか。

A47：施行令で規定する通り、多量排出者とは前年度の排出量が 1000 トン以上の事業者のこと。このため、前年度の数値で多量排出者になるかどうかを判断してよい。

Q48：多量排出者の書式は全国一律か。

A48：そのように考えている。

⇒廃掃法施行規則 第八条の四の五（施行規則様式第二号の八）

## 10. 廃棄物の輸入の拡大

### 【p.22】

Q49：輸入の拡大について、輸入された廃棄物の取扱いをしない事業者は関係あるのか。

A49：輸入された廃棄物の取扱いをしない場合は、関係ない。

## 11. 熱回収施設設置者の認定制度の創設

### 【p.24】

Q50：熱回収認定基準は 10%以上とされているが、複数の施設を所有している場合には全施設の合算か 1 基ごとか。

A50：廃棄物処理施設設置許可ごとに認定を受けることとなる。

## 12. 産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化

### 【p.26】

Q51：4 月 1 日以降に契約書に添付する許可証は県の許可証だけでよいか。

A51：その通り。

Q52：収集運搬業許可において、県と市に届け出ている車両数が異なる場合にはどうなるのか。

A52：県に届け出ている車両数が、市に届け出ている車両数より少ない場合には、県に届けた車両しか使えないので、追加届出が必要となる。

Q53：県と市の許可の期間が違う場合にはどう考えるのか。

A53：県の許可が有効な範囲において市の許可が失効する。

Q54：県と市の見解が異なる場合には、誰の指導に従えばよいか。

A54：許可権限は県に移るが、生活環境保全上の権限は市に残ることとなり、それぞれが独自の権限を行使することとなるが、それぞれの指導内容が相矛盾することになることは想定していない。

Q55：県で収集運搬許可を持っており、当該県内の市で積み替え保管の許可を持っている場合、収集運搬の品目は県、積み替え保管に関わることが市に関わると考えてよいか。

A55：収集運搬の許可は、積み替えを含む、あるいは含まないという許可が出ている。積み替えを含む許可を市から受けているのであれば、市内では市の許可の範囲内で収集運搬できる。市を除く当該県内では、県の許可の範囲内で収集運搬を行うことができる。

Q56：県の許可では破砕物、当該県内の市の許可では自動車破砕物、など自治体により許可の限定の表現が異なる場合がある。統一後はどのようなようになるのか。

A56：廃棄物の品目が異なることで事業の範囲が異なる場合、経過措置の対象となる可能性がある。許可主体である自治体に確認していただきたい。市の許可品目の方が広い場合、県の許可を変更しておかないと、市の許可が切れた後は取り扱えないので注意して欲しい。

Q57：県に変更申請する際の手数料や先行許可証などによる書類の緩和措置はどのようになっているか。



A57：先行許可証については、積極的に活用されることが望ましいと考えているが、実際の手数料、先行許可証の取扱いについては自治体に問い合わせさせていただきたい。

Q58：収集運搬業の許可の合理化について積替保管の有無に対する考え方を教えてほしい。

A58：不適正処理に対する都道府県知事等による監督体制の徹底の観点から、許可主体と取締主体は同一とすることを基本とすべきであり、具体的手法については、地方分権の考え方との調整等も含め慎重に検討すべきであるとされたことを受け、積替保管を含む許可を受けている場合については、引き続き政令市長が許可すべきとされたもの。

Q59：将来的に積み替え保管の許可も県に統一される予定か。

A59：生活環境保全の観点もあるため、当面は市の許可となるだろう。現在のところ県への一元化は予定していない。

Q60：収運の合理化に伴い、市から県に移った場合には許可番号が変わる。契約書の結び直しが必要となるのか。

A60：直ちに違法となるわけではないが、早めに契約内容を見直すことが望ましい。

Q61：許可自体を今までどおり、市でも出せるようにならないのか。

A61：県に申請してもらうことになる。

Q62：収運合理化に関して、これまで県の許可を取得していると、同じ県内の政令市でも業を行うことができることとされた。これと同様に市のみの許可を受けている業者は、自動的に県内での業を行うことができるような優遇措置はないのか。

A62：検討はしたが、市のみの許可を受けている事業者が、県全体の事業ができるかどうかわからないため、県が改めて確認した上で許可を受けることとする仕組みとした。優遇措置は経過措置のみである。

Q63：市のみの許可を受けている場合は、経過措置後も市のみの許可を更新し続けるのは大丈夫か。

A63：県内のひとつの市のみであればそれで良い。

Q64：市の許可品目の方が当該県の許可品目より多い。市から県の許可を変更するように指導されている。国はどのような指導をしているのか。

A64：県の許可を変更した方が望ましいという市の判断だろう。市の有効期間が終われば失効するのでそれまでの間に変更したほうが望ましい。

Q65：市の許可の更新はできないのか。

A65：A県内でa市のみで営業しているのであれば更新は可能だが、a市以外でも営業する場合には、a市の更新はできなくなる。

Q66：処理実績報告は県と市のどちらに報告するのか。

A66：廃掃法に基づくものではないので、自治体の指示に従ってほしい。

#### 【p.27】

Q67：ケース②について、b市とe市のみで業を行う場合、A県とD県の許可をとらなくてよいのか。

A67：b市とe市の許可でよい。

Q68：全国で収集運搬業を行う場合、原則として47都道府県知事の許可を受ければ良いとなっている。従って、p.27のケース②はb市、e市ではなく、A県、D県の許可になるのでは。

A68：原則として県の許可があれば良いので、A県、D県の許可があれば良い。しかし、b市、e市でのみ収集運搬を行う場合は、引き続き政令市の許可を受けることとしている。A県とD県の許可を所得した場合には、A県内では、b市、c市の他、A県内全域を、D県内では、e市の他D県全域の収集運搬が可能である。

### 13. 帳簿の備え付けを要する事業者の追加

#### 【p.29】

Q69：産業廃棄物処理施設以外の焼却施設の場合も帳簿設置が義務付けられるのか。

A69：規模や燃やすもので区切っていないので全て対象である。

Q70：帳簿の備え付けについて、事業所外で処分する場合、特管産廃を生じる場所と、事業所外で処分する場所の2カ所で帳簿をつける必要があるのか。

A70：特管産廃以外の改正であるため、特管はこれまで通りでよい。

### 14. 廃石綿等の埋立処分基準の強化

#### 【p.30】

Q71：廃石綿等の埋立基準は、非飛散性にも適用されるのか。即日覆土が必要か。

A71：廃石綿等とは飛散性のこと。p.30上のスライド、(2)は普通産廃の非飛散性の産業廃棄物にしか適用されていなかったため両方の基準を揃え即日覆土が必要とした。

Q72：飛散性は薬剤で浸潤後、除去して梱包して搬入されてくる。どのようにして確認すべきか。

A72：梱包されて搬入された物を開封するのは本末転倒である。通知で整理する予定であるが、情報伝達を明確にさせていただく必要がある。

⇒課長通知 第十八 廃石綿等の埋立処分基準の強化

Q73：廃石綿は解現場でも浸潤化や固化を行っているが、これらも基準に合致していると考えてよいのか。

A73：マニュアルを改訂中であるのでそれを参照してほしい。

⇒「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）

（環境省大臣官房・リサイクル対策部 平成23年3月）

## 15. 広域低処理認定制度の合理化

【p.30】

Q74：広域処理認定制度の合理化中の、車両表示の合理化とは何か。

A74：認定を受けた廃棄物の種類、認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名、認定年月日、処分を行う場所の所在地の表示を不要とするものであり、車両表示に代わって備え付けるべき書類とした。

Q75：広域再生利用指定制度の廃止後の廃タイヤの取り扱いについて、販売店で交換したタイヤの排出者は、車の所有者と販売店のどちらになるのか。

A75：タイヤ協会が整理してホームページに掲載されているのでタイヤ協会のホームページを参照してほしい。環境省としてもQ&Aをホームページに掲載する予定である。

⇒掲載済み (<http://www.env.go.jp/recycle/waste/w-tire/index.html>)

## 16. その他

Q76：不法投棄発見者の努力義務について、国有地など公共用地の場合、通報義務があるのは管理者になるのか。

A76：その通り。

## 17. 参考(改正法以外の質問)

Q77：マットレスは産業廃棄物と指導されているが、札幌市の業者に委託する場合どのようにすればよいか。

A77：委託する場合は許可業者に委託する必要がある、委託基準に従って頂きたい。詳しくは地元の行政に相談願う。

Q78：解体前に残置物の有無を確認するが、一廃などの残置物があった場合の取扱いは。

A78：改正法以外のことなので、建設リサイクル法担当や地元自治体の指導に従って欲しい。

Q79：電子マニフェストの記載項目に変更が生じるか。

A79：今回の法改正で電子マニフェストの扱いが変わるわけではない。

Q80：ホームセンターを展開している。店舗の改装時には建設系マニフェストの発行を求められる。マニフェストの発行は何を基準に建設系とそうでない物に分けるのか。

A80：マニフェストについてはどのマニフェストを使うかまでは規定していない。

－以上－